

入札募集情報

令和4年5月13日公告

物件番号	西はりま第8号	
業務名	職員健康診断	
履行場所	たつの市揖保川町正條279番地1 西はりま消防本部 宍粟市山崎町船元34番地1 宍粟消防署	
履行期限	令和5年3月31日(金)	
業務担当課	西はりま消防本部総務課	
業務概要	定期健康診断及び特定業務従事者健康診断	
入札参加資格 (全項目に該当する者)	①登録要件 入札書の提出までに西はりま消防組合の入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録がある者	
	②住所要件 なし	
	③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・公告日から開札日までの間、西はりま消防組合、構成市町又は兵庫県から指名停止を受けていない者 ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りでない。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、契約等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 	
予定価格	事後公表	
最低制限価格等	なし	
入札方法	郵便方式(一般書留・簡易書留郵便に限る。持参及び普通郵便不可) ※任意の封筒表面に別紙3を糊付けし、入札書を封入すること。	
入札書の提出期限、 提出書類及び提出先	期限	令和4年6月2日(木) 17時必着
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書(入札金額は<u>税込額</u>を記入) ・職員成人病健診受診項目一覧(積算書)別紙2

	提出先	〒671-1692 兵庫県たつの市揖保川町正條279番地1 西はりま消防本部 総務課
開札の日時及び場所	日時	令和4年6月3日（金）9時30分
	場所	西はりま消防本部 3階
	その他	代理人が立会いする場合は、委任状を持参ください。
仕様書の配布	西はりま消防組合ホームページに掲載	
入札に関する質問	期日	令和4年5月25日（水）16時まで
	方法	質問書（別紙4）により、西はりま消防本部総務課（FAX0791-72-6119）へFAX送信。送信後、送信した旨の確認電話をすること。（TEL0791-76-7119）
質問に対する回答	期日	令和3年5月27日（金）
	方法	西はりま消防組合ホームページに掲載
保証金	入札保証金 / 免除	
	契約保証金 / 契約金額の10%以上	ただし、契約規則第30条に該当する場合は免除。
支払条件	前金払 / 無	
	部分払 / 有	
同額入札の場合の落札決定	<p>開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、入札者本人又は代理人（委任状が必要）が、その場でくじ引きにより落札者を決定する。</p> <p>ただし、同額入札者（代理人）の一部又は、全員が入札会場にいない場合は、令和4年6月6日（月）9時30分から西はりま消防本部においてくじ引きを実施し落札者を決定する。</p> <p>なお、くじ引きに参加できない同額入札者（代理人）があるときは、当該入札事務に関係のない消防本部職員が代わってくじを引くこととする。</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等入札に関する条件を熟知のうえ入札に参加のこと。 ・受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出、発注者への報告等を怠ったときは、指名停止の対象となる。 ・別紙「入札に関する注意事項」、「個人情報取扱事務特記事項」参照 	

その他

- 入札執行回数 2回以内
- 開札の後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者の資格審査を行い、入札参加資格を満たしている場合は、落札を決定する。
- 資格審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、落札者が決定するまで、次順位者から順次資格審査を行う。

物件（業務）番号	西はりま第8号
----------	---------

入 札 書

物 件（業務）名 職員健康診断

履 行 場 所 たつの市揖保川町正條279番地1
西はりま消防本部
宍粟市山崎町船元34番地1
宍粟消防署

入 札 金 額 ¥ (税込)

上記物件については、西はりま消防組合契約規則（平成25年規則第31号）、契約条項その他関係書類、現場等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和4年6月3日

西はりま消防組合

管理者 山 本 実 様

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

職員成人病健診受診項目一覧(積算書)

検査項目	検査内容	検診料金単価					
		共済組合 加入者	単価	計	協会けんぽ 加入者	単価	計
医師診察	問診・聴打診・既往歴及び業務歴の調査	200		0	9		0
身体計測	身長・体重・視力(スクリノスコープ)・血圧・腹囲	200		0	9		0
聴力検査	オーディオメータ(1000Hz・4000Hz)	200		0	9		0
尿検査	糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血	200		0	9		0
心電図検査	安静12誘導	200		0	9		0
血液化学検査	a) 血清総蛋白、アルカリフォスファターゼ、尿酸、尿素窒素、クレアチニン、乳酸脱水素酵素、ロイシンアミノペプチターゼ、白血球数、ヘマトクリット、総ビリルビン、HDLコレステロール、血糖、LDLコレステロール	200		0	—	—	—
	b) GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、中性脂肪、赤血球数、ヘモグロビン、ヘモグロビンA1c(NGSP値)						
	a) アルカリフォスファターゼ、尿酸、尿素窒素、クレアチニン、白血球数、ヘマトクリット、HDLコレステロール、血糖、LDLコレステロール	—	—	—	9		0
	b) GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、中性脂肪、赤血球数、ヘモグロビン、ヘモグロビンA1c(NGSP値)						
胸部レントゲン	100mm間接撮影	200		0	9		0
胃部レントゲン	100mm間接撮影・8枚	73		0	9		0
眼底検査	眼底カメラ無散瞳法(片眼)	156		0	9		0
大腸がん検査	便潜血反応2回法 容器代を含む	127		0	9		0
前立腺がん検査	PSA検査	31		0	8		0
風しん検査(※)	風しん抗体検査	-	-	-	-	-	-
		合計	① →	0	合計	② →	0
					出張費	4回	← ③
					④ = ① + ② + ③ →		0

特定業務従事者健康診断 検査項目等一覧

検査項目	検査内容	検診料金単価			
		共済組合 加入者	単価	合計	
医師診察	問診・聴打診・既往歴及び業務歴の調査	180		0	
身体計測	身長・体重・視力(スクリノスコープ)・血圧・腹囲	180		0	
聴力検査	オーディオメータ(1000Hz・4000Hz)	180		0	
尿検査	糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血	180		0	
心電図検査	安静12誘導	180		0	
血液化学検査	a) 血清総蛋白、アルカリフォスファターゼ、尿酸、尿素窒素、クレアチニン、乳酸脱水素酵素、ロイシンアミノペプチターゼ、白血球数、ヘマトクリット、総ビリルビン、HDLコレステロール、血糖、LDLコレステロール	180		0	
	b) GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、中性脂肪、赤血球数、ヘモグロビン、ヘモグロビンA1c(NGSP値)				
風しん検査(※)	風しん抗体検査	-	-	-	
					0 ← ⑤
		出張費	4回	0 ← ⑥	
					0 ← ⑦ = ⑤ + ⑥
		合計		0 ← ④ + ⑦	

※ 風しん抗体検査については、市町の発行するクーポン持参者のみ対象とするため、その経費は見積に含めない事とする。

別紙3

入札書の送付方法

封筒オモテに、下記様式(キリトリセン内)を貼りつけてください。

キリトリセン

〒671-1692

兵庫県たつの市揖保川町正條279番地1

西はりま消防本部 総務課 宛

入札書在中

①	物件番号	西はりま第8号	消防組合受付印 何も記入しないでください。
②	開札日	令和4年6月3日	
③	商号または名称		
④	代表者氏名		

③④は入札参加者が必ず記入すること。

(別紙4)

質 問 書

社名			
担当者			
電話		FAX	
E-mail			

【質問】

件名	西はりま第8号 職員健康診断

委任状

私は、_____を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

_____の
入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和4年 月 日

西はりま消防組合
管理者 山本 実 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札に関する注意事項

この案内は、郵便方式入札の参加に当たり、注意事項を記載していますので、必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同施行令、西はりま消防組合契約規則、その他指示事項を熟知のうえ、入札に参加してください。

2 入札書等の作成要領

入札書等の作成に当たっては、次の事項に留意のうえ作成してください。

記載誤り、押印漏れ、内容に不備等がある場合は、入札無効となるので十分ご注意ください。

(1) 入札書等は、黒のペン又はボールペンで記入してください。

(2) 入札書の入札者欄は、入札参加者の住所、商号又は名称、当該事業所の代表者職氏名（支店等で登録している場合は、必ずその支店長等の氏名を記入押印し、本社の代表取締役等の氏名は記載しないでください。）を記載し押印してください。

(3) 入札書の日付は、**入札（開札）の年月日**を記載してください。

(4) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、**入札金額の訂正は一切認めません。**

(5) 入札書の入札金額には、消費税を含めてください。

3 入札書等の提出

(1) 入札書等は、指定された期日までに**一般書留郵便**又は**簡易書留郵便**で提出してください。

(2) 提出する際に使用する封筒は、任意の封筒とし、添付の様式（別紙3）を封筒の表面に糊付けし ①入札書、②その他特に提出を求められた書類を封入封かんしてください。

(3) 1枚の封筒には、1件分の必要書類しか入れることはできません。

4 入札の辞退（指名競争入札・事前審査型一般競争入札）

入札を辞退される場合は、入札日の前日までに入札辞退届を、郵送（普通郵便可）又は直接提出してください。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 入札書、積算書（別紙2）の必要書類が同封されていない入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 件名、入札金額、日付、入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名の記載のない入札若しくは不明確な入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 予定価格を超える価格でした入札（予定価格を事前公表した場合）
- (7) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者がしたと認められる入札
- (9) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (10) 入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定

落札者を決定した時は、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続きについて説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、西はりま消防組合個人情報保護条例（平成25年条例第9号）及びその他関係法令の遵守並びに個人情報保護法第7条に基づく個人情報保護に関する基本方針を踏まえた特定分野ガイドラインに準拠し、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た個人情報（特定個人情報を含む。第8第1項を除く。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託先の監督等)

第3 受注者は、委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、本契約において再委託が認められており、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て再委託をしようとするときは、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、本契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書の規定による再委託を行う場合、再委託契約において、前項の規定の内容を遵守させるために必要な事項を規定するとともに、その内容が確認できる書面を再委託先に提出させ、その写しを発注者に提出しなければならない。また、受注者は、再委託先の監督方法についても具体的に規定しなければならない。

4 受注者は、個人情報の取扱いに係る再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、発注者に対して一切の責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の制限)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を当該委託業務を処理する目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第6 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、委託業務を処理するために発注者から貸与された個人情報に記載又は記録された文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報を取り扱う場所の特定)

第8 受注者は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2 受注者は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、委託業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。作業場所を変更する場合も同様とする。

(持出しの禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、あらかじめ定めた個人情報を取り扱う場所以外に資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還及び廃棄)

第10 受注者は、委託業務を処理するために、発注者から貸与された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、資料等の廃棄等を発注者が指示した場合、受注者は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等、個人情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、発注者に廃棄を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

3 受注者は、委託業務を行うために適法かつ公正な手段により収集した個人情報の保存又は廃棄等を、適正に処理しなければならない。

(従事者の明確化)

第11 受注者は、委託業務に従事する者及びその責任者（以下「従事者」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。従事者を変更する場合も同様とする。

(従事者の教育及び監督)

第12 受注者は、従事者に対し、委託業務に関して知り得た個人情報を在職中及び退職後においても正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報を取り扱うに当たり遵守すべき事項及び本特記事項について教育を行うとともに、個人情報の適正な管理の徹底のための必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(報告及び立入調査)

第13 受注者は、発注者から求めがあったときは、情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況等委託業務に係る個人情報の取扱い状況を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が委託業務の処理に当たり、取り扱っている個人情報の状況を随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第15 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、発注者が損害を被った場合には、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(管理記録の整備)

第16 受注者は、個人情報を含む電磁的記録（以下「電子文書等」という。）を記録した媒体の保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しての管理記録を整備しなければならない。

(システムに対するアクセスの監視等)

第17 受注者は、電子文書等を保管及び管理するためのシステムに対するアクセスを監視し、記録しなければならない。

(履歴の取得及び保存)

第18 受注者は、電子文書等を保存、参照、更新、複写及び廃棄した日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存しなければならない。

(更新履歴の確認)

第19 受注者は、電子文書等の更新履歴について、常に確認できる状態を保たなければならない。

(事故及び緊急時の対応措置)

第20 受注者は、電子文書等の取扱いにおいて、事故が発生した場合における速やかな発注者への報告等、緊急時の対応措置を明確にしておかななければならない。

(保管状況及び正確性の点検)

第21 受注者は、電子文書等を記録した媒体の保管状況及びデータ内容の正確性を定期的に点検しなければならない。

(出力方法の確保)

第22 受注者は、電子文書等の出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面及び書面に出力することができるようにしなければならない。

(輸送体制の明確化)

第23 受注者は、電子文書等の輸送に必要とされる体制（輸送車の種別、必要とされる人員及び警備体制等）を明確にしておかななければならない。個人情報を含む文書、図画、写真及びフィルムにおいても同様とする。

(報告及び検査等の実施)

第24 受注者は、電子文書等の管理及び保管状況について、発注者からの定期的又は随時の報告並びに監査又は検査の実施に応じなければならない。

(訓練の実施)

第25 受注者は、電子文書等を取り扱うことのできる従事者に対して、緊急対応のための訓練を実施しなければならない。個人情報を含む文書、図画、写真及びフィルムにおいても同様とする。

令和4年度西はりま消防組合職員健康診断等仕様書

1 受診者数(概算人数)について

(1) 定期健康診断：210人

(内、胃部レントゲン・眼底検査・大腸がん検査・前立腺がん検査については昨年度実績に応じたそれぞれの数。別紙「職員成人病健診受診項目一覧(積算書)」参照。)

(2) 特定業務従事者健康診断：180人

2 実施日程について

(1) 定期健康診断

令和4年7月又は8月中に、次の場所で計4日間を予定

○消防本部(たつの市役所揖保川総合支所内) 2日

(たつの市揖保川町正條279番地1)

○宍粟消防署(宍粟市山崎町船元34番地1) 2日

(2) 特定業務従事者健康診断

令和5年1月又は2月中に、次の場所で計4日間を予定

○消防本部(たつの市役所揖保川総合支所内) 2日

(たつの市揖保川町正條279番地1)

○宍粟消防署(宍粟市山崎町船元34番地1) 2日

※詳細日程は落札業者と調整する。

3 入札額及び契約等について

(1) 別紙「職員成人病健診受診項目一覧(積算書)」の項目ごとの欄に単価×概算数及び上記実施日程による出張料金単価×回数(4回分)を記入し、**定期健診・特定業務健診の合計額(税込)**を入札書に記入すること。

(2) 風しん検査については、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性職員のうち、住民登録を有する市区町村から送付されるクーポン券を提示する者に限り検査の対象とする。

(3) 支払いについては、西はりま消防組合契約規則第47条第3項に基づき、定期健康診断と特定業務健康診断ごとに、実際の受診者数に応じて部分払とする。

(4) 協会健保加入者分に係る全国健康保険協会(協会健保)への助成金の請求は落札業者において行うこと。なお、本年度は協会けんぽ加入者が特定業務従事者健診を受診することも想定される。

(5) 兵庫県市町村職員共済組合、全国健康保険協会(協会健保)に対して、落札業者が健康診断結果を報告すること。

4 受診結果（提出帳票）について

- (1) 職員へ通知する健康診断結果個人票及び消防本部総務課の控え
 - ・所属順で並べ替えができ、直ちに配布が可能な状態での納品が可能であること。
 - ・検査結果に医師の所見があること。
- (2) 当該年度分の個人結果一覧表
- (3) 再検査等対象者一覧表
 - ・氏名、項目、内容

5 受診者リスト等について

- (1) 受診者リストは、必ず次のとおり区別して作成すること。（a～dは共済組合分）
 - a) 25歳未満の者
 - b) 25歳以上の者のうち、(c)の職員を除く。
 - c) 35歳の者及び40歳以上の者で(d)の職員を除く。
 - d) 50歳以上の男性
 - e) 協会健保加入者分
- (2) 兵庫県市町村職員共済組合への助成金の請求として、検査項目ごとに受診者数がわかる書面を提出すること。（定期健康診断に限る）
- (3) 兵庫県市町村職員共済組合への助成金の請求が直ちに提出可能である形式の書面を提出すること。（定期健康診断に限る）

6 電子データの提供（定期健康診断に限る）

兵庫県市町村職員共済組合に提出する国が定める標準的なデータファイルについて、光ディスク又はこれに類する電子媒体に記録した電磁的記録を提供すること。

(例)

個人CD	氏名	性別	年齢	検査日	検査項目							
					胃部	心電図	検尿	血液	眼底	大腸癌	前立腺	胸部
100	龍野太郎	男	50		○	○	○	○	○	○	○	○
101	龍野花子	女	30		○	○	○	○	○	○		

↑
助成金請求可能な項目

↑
不可能な項目

- ・助成金請求可能な項目と不可能な項目を区別すること。

（上記例の場合は、太線で区別されているもの。）